

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木県は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木県教育委員会

公表日

令和8年9月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務
②事務の概要	・高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、県立高等学校に在学する生徒に対し、就学支援金を支給する。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①就学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
③システムの名称	中間サーバー、団体内統合宛名システム、高等学校等就学支援金事務処理システム（e-Shienシステム）、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
高等学校等就学支援金支給関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表123の項 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第66条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・情報照会の根拠 第2条の表151の項 第153条 ・情報提供の根拠 第2条の表151の項 第153条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	栃木県教育委員会事務局高校教育課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁南庁舎2号館3階 栃木県教育委員会事務局高校教育課(028-623-3614)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁南庁舎2号館3階 栃木県教育委員会事務局高校教育課(028-623-3614)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か

[十分である]

＜撰採肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

マイナンバーの紐付け誤りを防止するため、申請者から提出されたマイナンバーをもとに住基ネット照会を実施し、マイナンバーの真正性を確認している。

9. 監査

実施の有無

〔○〕 自己点検

〔○〕 内部監査

〔 〕 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜撰採肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[9) 従業者に対する教育・啓発]

＜選択肢＞

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選抜肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

特定個人情報の事務取扱担当者に対して必要な研修を受講させている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Iー5 評価実施機関における担当部署	学校教育課長 宇梶 宏美	学校教育課 中村千浩	事後	定期人事異動
平成29年4月1日	IIー1いつの計数か	平成26年7月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	直近の数値
平成29年4月1日	IIー2いつの計数か	平成27年1月27日時点	平成29年4月1日時点	事後	直近の数値
平成30年5月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	学校教育課長 中村千浩	課長	事後	評価書様式の変更に係る修正
令和1年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	栃木県教育委員会事務局学校教育課	栃木県教育委員会事務局高校教育課	事後	評価書の見直しに係る修正
令和1年6月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁南庁舎2号館3階 栃木県教育委員会事務局学校教育課(028-623-3389)	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁南庁舎2号館3階 栃木県教育委員会事務局高校教育課(028-623-3398)	事後	評価書の見直しに係る修正
令和1年6月26日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁南庁舎2号館3階 栃木県教育委員会事務局学校教育課(028-623-3389)	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁南庁舎2号館3階 栃木県教育委員会事務局高校教育課(028-623-3398)	事後	評価書の見直しに係る修正
令和1年6月26日	IVリスク対策	記載なし	記載あり	事後	評価書様式の変更に係る追加
令和2年5月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年5月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和2年5月25日	IVリスク対策 8.監査	記載なし	記載あり	事前	評価書の見直しに係る修正
令和4年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報照会の根拠 113の項 ・情報提供の根拠 113の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第58条 ・情報 第58条第1号ハ、同条第2号ハ	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報照会の根拠 113の項 ・情報提供の根拠 113の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第58条 ・情報 第58条	事後	評価書の見直しに係る修正
令和4年3月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事前	評価書の見直しに係る修正
令和4年3月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事前	評価書の見直しに係る修正
令和4年3月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事前	評価書の見直しに係る修正
令和4年3月31日	IIIしきい値判断結果 しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事前	評価書の見直しに係る修正
令和4年3月31日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事前	評価書の見直しに係る修正
令和4年3月31日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[] 提供・移転しない	[○] 提供・移転しない	事後	評価書の見直しに係る修正
令和4年3月31日	IVリスク対策 6. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[] 提供・移転しない	[○] 提供・移転しない	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	中間サーバー、団体内統合宛名システム	中間サーバー、団体内統合宛名システム、高等学校等就学支援金事務処理システム(e-Shienシステム)	事後	評価書の見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	Ⅲしきい値判断結果 しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年1月30日	Ⅳリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年9月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	○番号法第9条第1項 別表第一 91の項 ○番号法別表第一で定める事務を定める命令 第66条	○番号法第9条第1項 別表123の項 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第66条	事後	法改正に伴う修正
令和6年9月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報照会の根拠 113の項 ・情報提供の根拠 113の項 ○番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 ・事務 第58条 ・情報 第58条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・情報照会の根拠 第2条の表151の項 第153条 ・情報提供の根拠 第2条の表151の項 第153条	事後	法改正に伴う修正
令和6年9月9日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁南庁舎2号館3階 栃木県教育委員会事務局高校教育課(028-623-3398)	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁南庁舎2号館3階 栃木県教育委員会事務局高校教育課(028-623-3614)	事後	評価書の見直しに係る修正
令和6年9月9日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁南庁舎2号館3階 栃木県教育委員会事務局高校教育課(028-623-3398)	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁南庁舎2号館3階 栃木県教育委員会事務局高校教育課(028-623-3614)	事後	評価書の見直しに係る修正
令和7年9月18日	Ⅳリスク対策 8人手を介在させる作業	記載なし	記載あり	事前	評価書の見直しに係る修正
令和7年9月18日	Ⅳリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	記載あり	事前	評価書の見直しに係る修正
令和8年9月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、県立高等学校に在学する生徒に対し、その保護者等の収入の状況に照らして就学支援金を支給する。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①就学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	・高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、県立高等学校に在学する生徒に対し、就学支援金を支給する。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①就学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	事後	評価書の見直しに係る修正
令和8年9月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	中間サーバー、団体内統合宛名システム、高等学校等就学支援金事務処理システム(e-Shienシステム)	中間サーバー、団体内統合宛名システム、高等学校等就学支援金事務処理システム(e-Shienシステム)、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	評価書の見直しに係る修正